

諮問庁：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

諮問日：平成28年3月17日（平成28年（独情）諮問第26号）

答申日：平成28年11月17日（平成28年度（独情）答申第54号）

事件名：核燃料物質等輸送に関する契約書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書16（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月18日付け27原機（広）044により国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 異議申立人は、平成27年11月16日、処分庁に対し、法4条1項に基づき、別紙2に掲げる法人文書について開示請求を行った。

イ 処分庁は、上記ア記載の開示請求に対し、原処分をもって、別紙3に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする処分を行った。

ウ しかし、本件不開示部分は法5条各号が定める不開示事由に該当せず、原処分は違法である。

なお、異議申立人は、処分庁による弁明書をまって、異議申立ての理由を補充する予定である。

（2）意見書

ア 理由説明書（下記第3の1）の記載

諮問庁が提出した理由説明書によれば、原処分において不開示とされている部分（本件不開示部分）とその理由は、下記第3の1（3）のとおりである。

イ 特定会社は独占企業であり市場における競争にさらされていないこと

(ア) 上記の不開示事由は、いずれも、本件不開示部分に記載されている支払利息、報酬及び第三者との間で設定した単価を公にすることにより、契約相手先法人すなわち特定会社の経営上のノウハウが露呈され、今後の営業活動に支障が生じることを理由とするものである。

しかし、そもそも特定会社は独占企業であり、市場における競争にさらされておらず、支払利息、報酬及び第三者との間で設定した単価等が明らかになったとしても、営業活動に支障が生じることは考えられない。

(イ) 特定会社は、放射性物質等の陸上及び海上運送を主な事業目的とする会社である(資料1・会社概要(略))。同社は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)上の核燃料の製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者等(以下「原子力事業者等」という。)から委託を受けて、放射性物質等の運搬を行っており(資料2・輸送の概要(略))、これに必要な運搬船や輸送車両等の設備を保有している(資料3・輸送船(略))。本件各文書は、核燃料サイクル開発機構(現在は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)が、原子炉等規制法上の再処理事業者として、特定会社に対し、新型転換炉「ふげん」等の使用済核燃料の運搬と、これに必要な使用済核燃料等多目的運搬船の建造・運航を委託するための一連の契約書である。

(ウ) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたもの(以下「核燃料物質等」という。)の、事業所外における輸送は、原子炉等規制法により厳格な規制を受けている。たとえば、原子力事業者等又は運搬の委託を受けた者は、運搬にあたって、運搬物及びその他の事項について原子力規制委員会規則ないし国土交通省規則が定める技術上の基準にしたがって保安のための必要な措置を講じなければならない(原子炉等規制法59条1項)、当該措置について原子力規制委員会又は国土交通大臣の確認を受けなければならない(同条2項)。このような厳格な規制を受けている者のみが、放射性物質等の運送の委託を受けることとされているのである。

日本において、原子炉等規制法59条1項が定める「原子力事業者等から運搬を委託された者」として核燃料物質等の運搬を行っているのは、特定会社のみであり、その他に核燃料物質等について運搬の委託を受けている者は日本に存在しない。

したがって、特定会社は、核燃料物質等の運搬という市場における独占企業であり、その他に競合企業は存在せず、そもそも市場に

おける競争にさらされていない。

ウ 経営上のノウハウが明らかになったとしても営業上の支障は生じない

諮問庁は、特定会社の支払利息、報酬及び第三者との間で設定した単価が明らかになると、経営上のノウハウが明らかとなり、営業上の支障が生じると主張する。

この3つの情報は、特定会社からすれば、提供する輸送サービスの原価及びこれに上乗せする利益に相当する。一般に、企業が原価や利益に関する情報を秘密とする理由として、以下の2つを挙げることができる。

- ① 取引の相手方（買主・委託元）との関係で、原価や利益が明らかになれば、交渉上原価ぎりぎりでの契約を求められ、適正な利益を確保することが困難になる。
- ② 競合他社との関係で、原価や利益が明らかになれば、競合他社に対抗措置をとられるなど、競争上不利な立場に置かれることになる。

しかし、本件においては、これら2点のいずれも当てはまらない。

①については、本件においては取引の相手方である機構にはすでに明らかにされており、むしろ輸送にあたって機構が支払う費用は、これら原価及び利益に基づいて算定される仕組みになっているものと推認される。本件において①の支障が生じるおそれはない。

②についても、そもそも特定会社は独占企業であり、競合他社は存在せず、原価や利益に関する情報が明らかとなっても、競争上不利な立場におかれることはない。

したがって、特定会社の支払利息、報酬及び第三者との間で設定した単価が明らかとなったとしても、原燃輸送に営業上の支障が生じることは考えられず、諮問庁の主張には理由がない。

エ 本件不開示部分の開示の必要性

本件各文書は、「ふげん」使用済み燃料輸送に係る海上輸送及び東海陸上輸送に係る契約をその内容とする（以下「本件各契約」という。）

「ふげん」は、機構が維持管理する原子力発電所であり、平成15年3月31日をもって運転が終了し、機構による廃炉作業が行われている。「ふげん」の維持管理に係る費用は、機構が支出しており、特定船舶に関する維持管理費用も機構が支出している。

機構が支出する費用は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法17条に基づいて税金により賄われており、これまで特定船舶や「ふげん」に係る費用も税金により賄われてきた（資料4・4頁

「「I」自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に関する技術開発」参照（略）。「I-1」が特定会社との契約である。））。したがって、本件各契約が履行されることにより支払われる支払利息，報酬，輸送費用その他は，いずれも税金により賄われることになるため，その価格の妥当性は公共上の正当な関心事項である。

他方，上記のとおり，特定会社は独占全業であり，特定会社が提供する運送サービスは市場における競争にさらされていないから，機構としては，その契約価格の適正を図るにあたって，入札等の方法によることはできず，実際に特定会社との契約は随意契約である（上記資料4（略）・4頁に「随意契約」との記載がある。））。したがって，機構と特定会社の契約価格の妥当性を検証するためには，特定会社の原価や利益を開示し，その妥当性を検証する方法によらざるを得ない。

よって，本件不開示部分に記載されている情報は，公益上の開示の必要性が高く，特定会社に保護されるべき正当な利益があるとはいえず，当該情報は法5条2号イに該当しない。

オ 結論

以上のとおり，特定会社は独占企業であり，その提供する核燃料物質等の輸送サービスについて，原価や利益が明らかとなったとしても，特定会社の営業活動等に支障が生じることは考えられず，むしろこれらを明らかにすることが，公金で賄われている本件各契約の機構からの支出額の妥当性を検証する上で必要不可欠であるのであって，本件各不開示部分に記載されている情報は，法5条2号イに該当せず，諮問庁の不開示決定は違法である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

ア 開示請求

本件開示請求は，平成27年11月18日付けで受領し，請求内容は別紙2のとおりである。

イ 開示決定等

本件開示請求に対しては，計75文書を特定し，開示決定等に当たっては，法5条2号イ，4号イ，ロ及びニに該当するため，一部不開示とする原処分を行い，開示請求者（異議申立人）及び反対意見書を提出した第三者に対し通知した。

ウ 異議申立て

開示請求者から，別紙2の2の開示請求に関する文書における別紙

3に掲げる部分を不開示とした原処分を取り消すことを求める異議申立てを受けた。

(2) 異議申立人の主張について

異議申立人の主張は、上記第2の2(1)ウのとおりである。

(3) 異議申立人の主張に対する反論について

異議申立人の主張に対し、本件不開示部分は、次に掲げる理由から、それぞれ法5条2号イに該当するものとする。

ア 別紙3の1については、契約相手先法人が金融機関との間で締結した支払利息に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の経営のノウハウが露呈され、当該法人の今後の営業活動に支障が生じ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するとして不開示とすることが妥当である。

イ 別紙3の2については、契約相手先法人の報酬に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の経営のノウハウが露呈され、当該法人の今後の営業活動に支障が生じ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するとして不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙3の3については、契約相手先法人が第三者との間で設定した輸送費等の単価であり、公にすることにより、当該法人の経営のノウハウが露呈され、当該法人の今後の営業活動に支障が生じ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するとして不開示とすることが妥当である。

したがって、異議申立人の主張には理由がなく、本件対象文書につき、その一部を不開示とした原処分は妥当であると判断する。

(4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

2 補充理由説明書

(1) 契約相手先法人及び核燃料物質等の運送について

日本船舶の国籍要件等は、船舶法(明治32年法律第46号)1条の規定に基づき、日本国内の企業でなければ日本国籍の船舶を保有することはできないとされており、また、同法3条の規定に基づき、外国籍の船舶は基本的に日本国内の港間において物品又は旅客の運送を実施することはできないとされていることから、核燃料物質等の国内船舶運送は日本国籍の船舶に限られる。

また、核燃料物質等の国内船舶運送にあたっては、内航海運業法(昭和27年法律第151号)3条の規定に基づき登録された内航海運事業者が、船舶安全法(昭和8年法律第11号)及び港則法(昭和23年法

律第174号)等の法令並びに関連規則等によって船舶運送を実施する必要があり、核燃料物質等を運送する船舶は、照射済核燃料等運搬船の取扱いについて(国土交通省海事局長通達海査第520号)Ⅲ構造、設備等に関する要件の2. B種船の規定に基づき、一般的な貨物船とは異なる構造設備要件(耐衝突耐座礁構造、二重船殻構造の他、輸送容器の固縛装置や船倉の遮へい設備、冷却設備、放射線監視設備、消火設備、非常用電源、通信設備等)を満たすことが求められている。

現在、上記海査第520号の構造設備要件を満たす船舶を所有する海運事業者は契約相手先法人のみであるが、当該法人以外の日本国内の企業が、内航海運業法3条の規定に基づき海運事業者としての登録を行い、上記海査第520号の構造設備要件を満たす船舶を建造すれば、制度上、核燃料物質等の運送を実施することは可能である。

(2) 支払利息、報酬額の説明及び港費等の単価等の部分について

当機構が不開示とした支払利息の部分については、契約相手先法人が金融機関との間で締結した個別の支払利息の計算式に関する情報が記載されていることから、当該利息に係る情報が公になった場合、当該法人が他の契約において、他の金融機関との間で支払利息を交渉する際の指標となるおそれがある。また、当機構が不開示とした報酬額の説明の部分については、当該法人の利益算出に係る情報が記載されていることから、当該法人が他の契約において、他の契約相手先法人と交渉する際の指標となるおそれがある。さらに、当機構が不開示とした港費等の単価等の部分についても、当該法人が港湾会社との間で設定した個別の単価等の情報が記載されていることから、当該法人が他の契約において、他の港湾会社との間で港費等の単価等を交渉する際の指標となるおそれがある。

これらの情報については、いずれも一般的に入手可能な情報とは認められず、当該情報を公にすることにより、当該法人の経営方針や経営戦略をうかがい知ることができ、将来、上記(1)の運送に新たな海運事業者が参入する際の指標となることにより、当該法人の事業運営の円滑な実施に支障を来すおそれがある。よって、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するとして不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年4月19日 異議申立人から意見書及び資料を收受

- ⑤ 同年 9 月 6 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 10 月 18 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年 11 月 8 日 審議
- ⑧ 同月 15 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，別紙 2 に掲げる各文書の開示を求めるものであり，処分庁は，計 75 文書を対象として特定し，その一部について，法 5 条 2 号イ並びに 4 号イ，ロ及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，異議申立人は，一部開示された上記 75 文書のうち，別紙 1 に掲げる文書 1 ないし文書 16（本件対象文書）について，別紙 3 に掲げる不開示部分（本件不開示部分）の開示を求めているが，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分

本件対象文書は，機構と特定会社との間で締結された核燃料物質等輸送に関する平成 18 年度ないし平成 23 年度の契約書及びその変更契約書（文書 1 ないし文書 11）並びに使用済燃料輸送に係る当該運搬船の維持管理に関する平成 24 年度ないし平成 27 年度の契約書及びその変更契約書（文書 12 ないし文書 16）である。

そのうち，本件不開示部分は，①文書 1 の別紙 1 の「支払利息の計算式の一部」，②文書 1 ないし文書 12，文書 15 及び文書 16 の別紙 1，文書 13 の別紙 1 及び別紙 2 並びに文書 14 の別添の「報酬額の説明」並びに③文書 1 ないし文書 3，文書 5，文書 6，文書 8 及び文書 10 の別紙 2 の「輸送関係の各種単価」並びに別紙 3 の「港費」及び「輸送立会・放管費」並びに文書 4，文書 7，文書 9，文書 15 及び文書 16 の別紙 2 並びに文書 13 の別紙 3 の「港費」並びに文書 12 の別紙 2 の「港費」及び「輸送立会・放管費」が記載された部分であると認められる。

(2) 検討

ア 本件対象文書は，機構と特定会社との間で締結された核燃料物質等の輸送等に係る契約書及びその変更契約書であるところ，これらに記載された上記各不開示部分は，諮問庁の説明するとおり，①の部分は契約相手先法人が金融機関との間で締結した個別の支払利息の計算式に関する情報，②の部分は当該法人の利益算出に係る情報及び③の部分は当該法人が港湾会社との間で設定した個別の単価等の情報である

と認められ、これらの情報は、当該法人の経営のノウハウに係る情報であると認められる。また、これらの情報が一般に公にされている事情も認められない。

そうすると、これらの情報を公にすると、①当該法人が他の契約において、他の金融機関との間で支払利息を交渉する際の指標となるおそれ、②当該法人が他の契約において、他の契約相手先法人と交渉する際の指標となるおそれ、③当該法人が他の契約において、他の港湾会社との間で港費等の単価等を交渉する際の指標となるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

イ 他方、異議申立人は、特定会社は独占企業で市場競争にさらされていないから、原価や利益が明らかになっても、競争等による不利益は生じない旨主張する。

これについて検討すると、諮問庁は、本件の契約に係る核燃料物質等の運送については、内航海運業法に基づき登録された海運事業者が、法令等において定められた構造設備要件を満たす船舶を建造すれば、制度上、実施することが可能と説明しており、そのことは諮問庁の説明する法令等の規定から首肯できる。

そうすると、現時点においては、本件の契約に係る核燃料物質等の運送を受託できる企業が特定会社のみであったとしても、制度上、特定会社以外の企業が、将来的に必要な要件を満たして参入する可能性を否定できず、その場合、本件不開示部分に記載された情報により、当該企業に対抗措置をとられるなど、特定会社の営業上の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、異議申立人の主張は採用できない。

ウ したがって、本件不開示部分を公にすると、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 核燃料物質等輸送に関する契約書 (平成 18 年度「ふげん」使用済燃料輸送に係る海上輸送及び東海陸上輸送)
- 文書 2 契約書 (平成 19 年度同上)
- 文書 3 同上 (平成 20 年度同上)
- 文書 4 変更契約書 (同上)
- 文書 5 契約書 (平成 21 年度同上)
- 文書 6 変更契約書 (同上)
- 文書 7 同上
- 文書 8 契約書 (平成 22 年度同上)
- 文書 9 変更契約書 (同上)
- 文書 10 契約書 (平成 23 年度同上)
- 文書 11 変更契約書 (同上)
- 文書 12 契約書 (平成 24 年度「ふげん」使用済燃料輸送に係る当該運搬船の維持管理)
- 文書 13 同上 (平成 25 年度同上)
- 文書 14 変更契約書 (平成 25 年度「ふげん」使用済燃料輸送に係る当該運搬船の維持管理)
- 文書 15 契約書 (平成 26 年度同上)
- 文書 16 同上 (使用済燃料輸送に係る当該運搬船の維持管理)

別紙 2（開示請求文書）

- 1 機構が、北海道電力株式会社，東北電力株式会社，東京電力株式会社，北陸電力株式会社，中部電力株式会社，関西電力株式会社，中国電力株式会社，四国電力株式会社，九州電力株式会社及び日本原子力発電株式会社との間でそれぞれ締結している，使用済核燃料についての役務の提供（使用済核燃料の同機構への搬入，同機構における貯蔵，再処理，高レベル放射性廃棄物のガラス固化体化，同機構からの搬出・処分を含むが，これらに限られない）に関する契約書一切
- 2 機構が，特定会社との間で締結している，使用済燃料等多目的運搬船（特定船舶）に関する契約書一切

別紙 3（本件不開示部分）

- 1 文書 1 の契約書の別紙 1 に記載された支払利息の計算式の一部
- 2 文書 1 ないし文書 3，文書 5，文書 8，文書 10，文書 12，文書 15 及び文書 16 の契約書並びに文書 4，文書 6，文書 7，文書 9 及び文書 11 の変更契約書の別紙 1 に記載された報酬額の説明，文書 13 の契約書の別紙 1 及び別紙 2 に記載された報酬額の説明並びに文書 14 の変更契約書の別添に記載された報酬額の説明
- 3 文書 1 ないし文書 3，文書 5，文書 8 及び文書 10 の契約書並びに文書 6 の変更契約書の別紙 2 に記載された輸送関係の各種単価並びに別紙 3 に記載された港費及び輸送立会・放管費，文書 4，文書 7 及び文書 9 の変更契約書並びに文書 15 及び文書 16 の契約書の別紙 2 に記載された港費，文書 12 の契約書の別紙 2 に記載された港費及び輸送立会・放管費並びに文書 13 の契約書の別紙 3 に記載された港費